

小値賀町公告第38号

小値賀町農産物加工施設の指定管理者の募集について

小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第2条の規定に基づき、小値賀町農産物加工施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

令和3年12月7日

小値賀町長 西村久之

1. 施設の名称等

- (1) 名称 小値賀町農産物加工施設
- (2) 位置 小値賀町中村郷67番地1
- (3) 概要
 - ア. 床面積 木造平屋3棟671.68㎡、ビニールハウス2棟273㎡
 - イ. 建築構造 木造平屋3棟、ビニールハウス2棟
 - ウ. 施設・設備 別表1のとおり

2. 応募資格

- (1) 団体であること。（法人格は、必ずしも必要ではない。）
- (2) 団体又はその代表が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア. 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ. 破産者で復権を得ない者
 - ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - オ. 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者

3. 応募方法

指定管理者指定申請書に必要書類を添えて小値賀産業振興課に直接持参すること。

(1) 受付時間

令和3年12月13日（月）から令和4年1月13日（木）まで。

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日曜日及び祝日は除く。

(2) 受付場所

小値賀町産業振興課

4. 提出書類

(1) 申込書（第1号様式）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

ア. 法人の場合

登記簿謄本、団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

イ. 法人以外の団体

団体の規約、代表者の身分証明書及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

(3) 管理業務の計画書

(4) 管理に関する収支計画書

(5) 応募団体の経営状況を説明する書類

ア. 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ. 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにあわび館の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

(6) 応募団体の活動内容を記載した書類

ア. 事業報告書（作成している場合のみ）

イ. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

5. 管理運営の基本的な考え方

この施設は、町内で生産される農産物の加工及び商品開発等を行う事により、6次産業化を推進することで町民の所得の増大を図り、また、加工体験と交流を促進することで交流人口の増大を図り、もって地域産業の振興及び経済の活性化を促進させることを目的として整備された。その目的達成のために、小値賀町農産物加工施設にある設備を最大限に活用し、農産物の加工及び商品開発及びその促進に取り組む。また、観光関連事業者との連携により、加工体験等による交流促進に取り組む。

なお、施設の運営にあたっては、次に掲げる各事項のほか、小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。

- (1) 地元農産物の加工・加工品開発と交流による活力ある地域の実現に向けて、最大限努力すること。
- (2) 利用者に対しては、施設の設置目的に沿った利用の促進を図るとともに、公平・公正を確保すること。
- (3) 事業計画書等に基づき、訂正かつ効率的な運営を図ること。
- (4) 環境負荷の低減に配慮した物品等の調達や廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進、Co2の削減等に努めること。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。
- (6) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (7) 常に善良な管理者の注意をもって施設の管理運営に努めること。

6. 指定管理者が行う業務

法令の定めるところにより、町長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地元農産物の加工及び加工品の販売促進に関する業務
- (2) 加工体験等の利用の許可等に関する業務
- (3) 利用者への指導等に関する業務
- (4) 施設・設備にかかる日常の管理業務等の通常業務
- (5) 施設の維持管理に関する業務
- (6) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

なお、詳細な業務内容については、別紙、仕様書に記載のとおりとする。

7. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。ただし、この期間は議会の議決を経て決定することになる。

8. 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

町長は、小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聴いて、書類審査等により選定する。ただし、応募された団体の中から、必ず選定されるとは限らない。

(2) 選定基準

- ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- エ. 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

オ. 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

9. 協定の締結

指定管理者として指定を受けた団体は、次の事項について、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

10. 経費等

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、基本協定書及び年度協定書で定めるものとする。

11. その他

- (1) 申請者からの聞き取り調査について
必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聞き取り調査を行うこととする。なお、詳細については後日連絡することとする。
- (2) 選定結果等
申請書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (3) 参考資料
 - ア. 地方自治法
 - イ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - ウ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
 - エ. 小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例
 - オ. 小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例施行規則

12. 申請書類の提出及び問い合わせ先

小値賀町役場 産業振興課

住所 〒 8 5 7 - 4 7 0 1 北松浦郡小値賀町笛吹郷 2 3 7 6 番地

電話 0 9 5 9 - 5 6 - 3 1 1 1

別表1 「施設・設備」

施設及備品の種類	構造	規模	数量	備考
加工場	木造平屋造	208.68 m ²	1 棟	
選別作業場	木造平屋造	223 m ²	1 棟	
原料集出荷作業場	木造平屋造	240 m ²	1 棟	
ビニールハウス干場	ビニールハウス 2 棟	136.5 m ² ×2 棟=273 m ²	2 棟	
落花生煎り機 【重要物品】	特号型	0.4kw	1 基	株式会社市原製作所
落花生平煎り機 【重要物品】	ガス煎機 【TGI-3】	0.4kw	1 基	株式会社丸菱 (谷沢菓機工業)
オープン 【重要物品】	南蛮窯バク ケン 【 BKS- F13T】	10.8kw	1 基	株式会社七洋製作所
金属探知機 【重要物品】	コンベヤ式金 属 検 出 器 【IND-4518】	200w	1 基	株式会社丸本 (株式会社イシダ)
冷凍・冷蔵庫			2 基	
エアシャワー			1 基	
真空包装機 【重要物品】	卓上真空包装 機【SQ-303W】	740w	3 基	横山文具店
落花生乾燥機	熱風乾燥機 【BS】	0.75kw	1 基	株式会社市原製作所
落花生粒形選別機	LA-4 型	0.4kw	1 基	株式会社市原製作所
色彩選別機 【重要物品】	ピカ選 α 【FMS2000】		1 基	株式会社サタケ
落花生水洗い機		0.75kw	1 基	株式会社市原製作所
落花生脱水機		1.5kw	1 基	株式会社市原製作所
その他施設内の備品 等			1 式	ガス台・シンク・棚等